

令和8年3月30日 広報プロモーション課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

「立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」 東京都との連携を開始します

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、このたび、パートナーシップ宣誓制度を運用している東京都と、次のとおり連携を開始します。

1. 相手方 東京都
2. 連携開始日 令和8年4月1日
3. 連携の効果
 - (1) 東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書等をお持ちの方が、立川市の事業を利用できるようになります。
 - (2) 立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓書受領証明書等をお持ちの方が、東京都の事業を利用できます。

※利用できるそれぞれの事業については、以下のホームページをご覧ください。

<東京都の事業> <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership/partnership01>

<立川市の事業> <https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/heiwa/1007075/1026285.html>

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お二人またはいずれかが性的マイノリティの方、そのお子さんや親御さんがパートナーシップまたはファミリーシップ宣誓書を市に提出すると、宣誓があったことを示す受領証明書・証明カードを市が交付します。

この制度は、立川市男女平等参画基本条例の理念に基づき、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会と「性の多様性」に対する理解促進を目指すものです。



【問い合わせ】

立川市政策財務部男女平等推進課 担当：岡崎

TEL 042-523-2111 (内線) 4850